

一般会計予算決算常任委員会
産業建設分科会記録

令和7年9月2日

【開催日】 令和7年9月2日（火）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後3時43分～午後4時3分

【出席委員】

分科会長	藤岡修美	副分科会長	恒松恵子
委員	中島好人	委員	中村博行
委員	福田勝政	委員	宮本政志
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

建設部長	井上岳宏	建設部次長兼下水道課長	中村景二
土木課長	大和毅司	土木課課長補佐兼河川港湾係長	金田健
土木課道路整備係長	中村友哉		

【事務局出席者】

局長	石田隆	議事係書記	末岡直樹
----	-----	-------	------

【審査内容】

- 1 議案第86号 令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について

午後3時43分 開会

藤岡修美分科会長 それでは一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を開会いたします。本日の審査内容につきましては、お手元に示してあるとおりです。議案第86号令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について審査を行います。審査番号1番、土木課所管部分につきまして、執行部の説明を求めます。

大和土木課長 それでは、議案第86号令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について、土木課分を御説明いたします。このたび、災害復旧事業を実施していくために事業費の補正が必要となり、追加上程をさせていただきました。説明につきましては、最初に歳出分を説明し、歳入分を説明いたします。それでは、議案書8ページ、9ページをお開きください。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう河川災害復旧費、12節委託料及び14節工事請負費の補正予算についてです。令和7年8月9日から8月12日にかけて降り続いた豪雨の影響により、道路災害が2件、河川災害が4件の公共土木施設災害が発生しました。被災箇所につきましては、別添資料の位置図及び状況写真を御覧ください。このたび災害が発生した8月9日から12日までの雨量観測局の数値を申しますと、市内に3か所の観測局がありますが、そのうち前場川に設置されている東側観測局が最も数値が大きく、時間雨量が48ミリメートル、24時間雨量が325ミリメートルでした。この雨量は、災害が発生しやすくなるという時間雨量20ミリメートル以上、24時間雨量80ミリメートル以上を大幅に超えています。この雨による公共土木施設災害の6件につきましては、8月20日に県及び国に報告して、今後、災害復旧を進めるに当たり、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第7条に基づき、国の災害査定を受けることとなります。災害査定は災害発生後2ヶ月以内をめどに実施するとしており、このたびは、県と日程調整を行い、11月4日の週に受けることとなりましたが、その査定設計書を早期に作成する必要があるため、調査設計委託料として、800万円を補正するものです。また、復旧にかかる工事費につきましては、14節工事請負費として、7,900万円を補正するものです。詳細の内訳につきましては、別添資料の参考資料②の表を御覧ください。それぞれの被災箇所の事業費を示していますが、工事請負費は、国庫補助の対象となる事業費として、合計で7,600万円、国庫補助の対象とならない擦り付け部分などの工事については、単独工事費として、合計で300万円を計上しています。なお、国庫補助対象事業費の3分の2に当たる5,066万6,000円が特定財源の国庫負担

金となります。続きまして、歳入について説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金についてです。公共土木施設災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法により、国が3分の2を負担することが規定されていますので、それに相当する5,066万6,000円が国庫負担金となります。次に、22款市債、1項市債、9目災害復旧債、2節公共土木施設災害復旧費についてです。こちらは災害復旧工事に係る地方債の3,500万円と災害応急工事委託料に係る地方債の120万円を合計した3,620万円を計上しておりまして、土木課分の地方債は、3,620万円のうち、災害復旧工事に係る地方債に当たる3,500万円となります。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりましたので、質疑に入ります。委員の質疑はありませんか。

矢田松夫委員 資料の5番の石丸橋は元の災害のあった場所の被害が拡大したという理解ですかね。

大和土木課長 石丸橋の麓の接続するところの路肩部分が崩れています。こちらについては、もともと若干の下がりがあったんですが、今回の雨で路肩部分の石積みが大きく崩れて、被災をしたという状況になります。

宮本政志委員 矢田委員の質疑に関連するんだけど、ここは雨が引いてだんだん穴が大きくなっていったんですね。そもそも大正川は市の管理河川ではなくて県の管理じゃないかな。その辺りをお聞きしてもいいですか。

大和土木課長 大正川は県の管理です。ただ、ここの市道に沿って側溝があり、路肩部分が崩れており、大正川の部分については、大きく崩れているわけでもないの、今回の災害復旧のメインは、この市道沿いの路肩と野

擦り付け部として、大正川の護岸の復旧を県と協議して進めていこうと
しています。

宮本政志委員 県と協議して、あくまで市の負担の部分が今回、予算として出
ているってことですね。小城川は、被災状況の下の資料の写真を見ると、
手前にブロックが二つある。今、この被災状況という下にアップの写真
があるけど、手前、つまり下の石積みのほうの修正ですか。

大和土木課長 小城川の被災につきましては、写真に写っております手前側の
ブロック積みは河川の護岸です。その裏に宅地のための多分民地側に住
民の方が設置されましたブロック積みがあります。被災としては、この
手前の河川護岸側のブロックが河川側に傾いておりまして、民地側のブ
ロックとの間に隙間ができました。恐らく、河川の越水によりその裏ま
で水が回ったことによって、隙間が生じ、河川ブロックを傾かせたとい
う状況になっております。

宮本政志委員 今回、設計委託料の予算が計上されているけど、その中で、市
が工事をやっていたら、上の民間のほうのブロック塀が間違いなく崩れ
るよね。その辺りの責任範囲も、ある程度明確にしてしっかりやってお
かないと、後で大事になりませんか。

大和土木課長 もちろん、その辺りも踏まえて、設計を組ませていただきます。
もし民地に影響があるようであれば当然、民地の所有者にもお話をしま
すし、どういう復旧になるかは今からですので、対応については真摯に
していきたいと思っております。

宮本政志委員 小森川の工事の範囲は分かるんですけど、河川の木とか草とか
は、今回の大雨で塞いだものですか。もともとこういうふうにあったん
ですか。

大和土木課長 小森川の被災場所につきましては、同じように災害復旧で復旧した護岸ブロック積みだと思っています。その間の弱いところが大きく崩れたというところで、今までも若干の崩れはありました。今回のここについては職員によるパトロールで発見したところでありまして、今回の雨でここまで大きく崩れたというところになります。

宮本政志委員 設計の予算の中には擁壁をきれいにしたときに流れ込んだ土砂とか木とかも撤去する前提で入るんですよね。

大和土木課長 河川内に堆積した土砂も一緒に取り除くことになります。

矢田松夫委員 最初の小城川は、もし護岸が崩れないで、向こうのブロックが崩れた場合は、工事の被災の対象になるんですかね。因果関係は、護岸が崩落したから、向こうの個人所有の敷設したブロックが壊れたと。反対に護岸が崩れない場合で、今回の雨の水害で向こうの工事のブロックが倒れた場合はどうなんですかね。

大和土木課長 河川護岸に影響がなければ、災害には該当しないと思います。もし護岸が崩れなくて、裏の民地側のブロックだけが影響を与えているのであれば、民地側の措置になるのかなと思います。

福田勝政委員 護岸が崩れて、もし傾いた場合、その補償はやっぱり市がするんですか。

大和土木課長 災害で家が傾くときは、市としては、特に何もやることはないと思います。

宮本政志委員 音丸川の写真を見ていたら、特に下の写真がすごい分かりやすいんです。大和課長は、こういったことにすごく詳しいでしょう。ちょっとお聞きしておきたいのが、今回、赤い線が三つある。この範囲をや

りますよということでしょう。ちょうどこの下の被災状況の写真を見たら、河川そのものに段差がついているよね。本来なら高いほう、もう少し右をやっておかないとぼろぼろ崩れる気がするんだけど、やっぱり国の補助金とかもらうことは難しいのかな。

金田土木課課長補佐兼河川港湾係長 この崩れたところの上の部分を河川の落差工といいまして、流速を落とすための施設になっております。今の崩れているところの下にも一応コンクリートのたたきが打ってあったところで、これは推測ですけど、上から河川が越水して、護岸の上を水が通り、この空石積みの裏に水が回って抜けたがために、この上のブロックだけは残っていて、下のブロックは崩れたと予想されます。ですから、えぐられたような形になっております。

宮本政志委員 写真の一番右の赤いラインの上の辺りも越水すると怖いよね。だから、僕が聞いたかったのは、写真の右側の辺りぐらいまでやろうとしたら、国庫補助金の対象外になるのかなと。できるのなら、もう少し右から工事をしたほうが良いと思って聞いているんだけど。

金田土木課課長補佐兼河川港湾係長 災害復旧工事につきましては、あくまでも被災した端部までとなります。申請としては、今、護岸でいう崩れた一番端っこまでを申請するという形になり、委員のおっしゃられるところまでについては、今から詳細設計を行います。その中で取付け工事という形で、関連づけることは可能かとは思いますが。

中村博行委員 査定が11月4日の週との話がありましたが、この工事は、いつ頃に対応されるんですか。

大和土木課長 11月4日の週で災害査定をしまして、そこで確定してオーケーが出れば、それから設計を組んで入札をして業者を確定して工事に入りますので、年明けぐらいになろうかと思えます。

中村博行委員 そうすると、この状態でこれから台風シーズンになりますよね。
被災がそれ以上になったときは、またこれは御破算ということで、もう
1回やり直すことになるんですか。

大和土木課長 台風の影響で、同じところが被災した場合は、増災ということ
でまた災害査定を受けることになると思います。

矢田松夫委員 もし年度内に工事が完成しなかった場合は、繰越明許費でもう
1回上がるということもあり得るってということですね。

大和土木課長 そのとおりです。県内の他市におかれましても、被害が出てお
りますので、二次製品のブロックなどはなかなか手に入りにくいことも
あるかもしれないです。もしかしたら今年度中に終わらず、繰越しになる
可能性もあるということです。

井上建設部長 補足ですけど、先ほど言いました入札は、スケジュール的には
多分年明けになるんじゃないかなと思います。それから、準備してから
となると、皆さん御存じのとおり、もう繰越しの手続を1月にはしない
といけない。3月議会で御承認していただかないといけないし、国にも
申請しないといけない。終わるか終わらないかは、やっぱり終わらな
かったときのリスクがありますので、今の状況でいけば、もう安全を取っ
て繰越手続をして、工期をしっかり確保して、田植えには何とか間に合
わせたい、梅雨には何とか間に合わせるような手法になるかと推測して
おります。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それ
では以上で質疑を終わります。一般会計予算決算常任委員会産業建設分
科会を閉会いたします。

午後 4 時 3 分 散会

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 藤 岡 修 美